平成２２年（フ）第１７号
鹿児島県薩摩郡さつま町虎居785番地３
破産者　手塚雄次郎
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
茨城県日立市諏訪町１丁目10番25号　エクレール203、住民票上の住所茨城県日立市中丸町２丁目19番10号
破産者　福田　由昭
１　決定年月日　平成22年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第３０７５号
愛知県春日井市宮町２丁目３番地１　長斉ハイツ101、外国人登録原票上の住所愛知県小牧市大字小牧原新田395番地３
破産者　石黒房代こと　崔　　房代
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６８９号
愛知県小牧市城山１丁目６番地１　コンフォール城山２号棟201号、開始決定時の住所愛知県春日井市町屋町3885番地６
破産者　ユタカこと　川路　幸弘
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７９号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69―６　Ｆ．Ｉ．Ｓ．越谷、住民票上の住所名古屋市東区東桜２丁目８番５号　東桜シティハウス902号
破産者　片岡　雅典
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１６号
愛知県瀬戸市水北町701番地
破産者　本間電気こと　本間　一夫
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４０号
愛知県清須市西市場４丁目７番地７　ロイヤル栄光２Ａ
破産者　今枝　康子（旧姓中井）
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１９号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺840番地１　古賀ビル305、申立時の住所佐賀県小城市小城町晴気1489番地１
破産者　池田　政弘
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
佐賀県小城市小城町晴気1471番地２
破産者　池田　貞弘
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原76番地52
破産者　力武　文子
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３３号
佐賀県佐賀市開成３丁目３番57号
破産者　柴田　健二
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
佐賀県佐賀市天神２丁目４番４号
破産者　友成　　隆
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万931番地２
破産者　原田　大介
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７５号
沖縄県浦添市宮城１丁目11番９―303号　サンハイツＮⅡ
破産者　末吉　俊之
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７６号
宮城県気仙沼市本吉町石川原67番地３
破産者　尾形　　悟
１　決定年月日　平成22年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第６６６号
茨城県常陸大宮市田子内町3038番地の７大賀住宅２－３号室、開始決定時の住所茨城県常陸大宮市姥賀町601番地
破産者　阿久津ミツヱ
１　決定年月日　平成22年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６６８号
茨城県常陸大宮市田子内町3038番地の７大賀住宅２－３号室、開始決定時の住所茨城県常陸大宮市姥賀町601番地
破産者　阿久津淳一
１　決定年月日　平成22年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１７０号
栃木県足利市葉鹿町719番地89
破産者　須藤　正江
１　決定年月日　平成22年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第３９４号
埼玉県新座市畑中２丁目６番14号　サンフォレスト102号室、旧住所埼玉県川口市東川口６丁目18番32―103号　エンゼルハイム東川口第３
破産者　小澤　和之
１　決定年月日　平成22年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係